

○監事が問われる可能性のある責任には、主に以下の2つがあります。

①法人に対する損害賠償責任: 任務を怠ったことにより法人に生じた損害を賠償する責任(法人法第111条)

②第三者に対する損害賠償責任: 職務について悪意又は重大な過失があったときに第三者に生じた損害を賠償する責任(法人法第117条)

具体的な事例

法人の経理を特定の職員に任せきりにしていたため、その職員が法人の預金を繰り返し横領していたことに業務執行理事等が長年気付かず、かつ、その間監事が、理事の業務執行が適切である旨の監査報告をしていた場合は、監事として必要な善管注意義務を怠ったとして、責任を追及される可能性があります。

★また、以下のようなことも、善管注意義務に反するおそれがありますので、行わないようにしてください。

- ・理事会に本人が出席しないで、代理人を出席させる。
- ・理事(会)の業務執行状況や計算書類等の調査をおざなりに行き、監事としての権限を十分に行使しない。
- ・他の職員等が行った調査の結果をそのまま監事による監査報告として提出する。

【監事の権限】

○監事の権限には、主に以下のようなものがあります。

①理事の職務執行の監査(法人法第99条第1項)

監事は、理事の職務の執行を監査します(この際、監査報告の作成義務もあります)。

②事業の報告要求、業務・財産の状況調査(法人法第99条第2項)

監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、また、法人の業務及び財産の状況を調査することができます。

③計算書類等の監査(法人法第124条第1項、第2項)

各事業年度の計算書類及び事業報告は、監事による監査を受けなければなりません。

④理事会の招集請求(法人法第101条第2項)

監事は、理事への報告義務を果たすために必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができます。

⑤理事の行為の差し止め請求(法人法第103条第1項)

監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為や法令・定款に違反する行為をし、又はそのおそれがある場合で、その行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめるよう請求することができます。

【行政庁による監督】

認定法に規定された公益法人に対する行政庁の監督措置には、以下のようなものがあります。

- ・報告徴収・立入検査(第27条第1項)
- ・勧告・命令(第28条第1項、第3項)
- ・認定取消し(第29条第1項、第2項)

罰 則

法人法に規定された主な罰則

- ・特別背任罪(7年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又は併科)(第334条第1項第4号)
- ・法人財産処分罪(3年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金又は併科)(第335条)
- ・贈収賄罪(5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金)(第337条第1項第1号)

理事・監事等が対象

認定法に規定された主な罰則

- ・名称又は代表者の氏名の変更や合併等の届出をしない、又は虚偽の届出をする。(50万円以下の過料)(第66条第1号)
- ・毎年の事業報告を提出しない、又はこれに虚偽の記載をして提出(50万円以下の過料)(第66条第2号)

理事・監事等が対象